

千葉県流通・ブランディング事業実施業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「甲」という。）が行う流通・ブランディング事業実施業務の適正を期するため、受託者（以下「乙」という。）が守らなければならない業務に関する一般事項を示すものである。

2 事業の目的

人口減少と高齢化の進展により、国内の消費は減少するが、質の高い国内産品への需要は高まり、高品質でバラエティに富んだ他地域の産品との間で、国内市場の競争は激しさを増すと予測される。

そのため、市内生産者・事業者の収益改善や市内産品のブランド化、高付加価値化が必要であることから、本市では、平成26年度から本事業への取り組みを開始した。

昨年度は別添事業報告書のとおり、市内で有望性のある市内産品（一次産品・加工品）の調査・分析を行い、実証的事業として「商品アドバイス会」を実施した。

その結果、生産者・事業者の段階的な個別支援が必要との結論に達したため、また、既に百貨店等で扱われている比較的品质の高い商品が存在することがわかったため、今年度は下記の事業を実施するものである。

なお、下記2つの事業は関連性が高いことから、相互に補完し、展開するものである。

(1) 生産者・事業者個別支援

平成26年度の事業を踏まえ、引き続き有望性のある市内産品の抽出を行うとともに、当該産品を対象としたマッチング等販路開拓を実施し、市内生産者・事業者の競争力強化を目指すものである。

(2) ギフトセレクション

市内に存在する加工品事業者等は多様な商品を販売しているが、それらを認知していない市民も多く、市民が誇る代表的な「千葉市のギフト」と呼べる商品は存在していない。

本事業は、市内生産者・事業者が生産・製造する商品から千葉市のギフトとして誇れる商品を選定するギフトセレクションを開催し、その実施過程を商品のプロモーションの場としても活用することで、「千葉市のギフト」の開発とプロモーションを同時に図るものである。

3 委託業務の内容

(1) 生産者・事業者個別支援業務

ア 有望性のある市内産品（一次産品・加工品）の掘り起し・状況把握

① 有望性のある新たな市内産品及び生産者・事業者の掘り起し

② 平成26年度に掘り起しを行った市内生産者・事業者のフォロー

③ ①、②に関し実地調査・ヒアリングを実施し、各生産者・事業者の販売志向を把握すること

イ 実需者の設定及びニーズの把握

① アの産品に対し、優位性、高い付加価値をもたせることが可能な販売地域・実需者の設定

② 設定された実需者ニーズの把握

ウ 個別商談の実施や商品のブラッシュアップ等

- ① 実需者のニーズと市内生産者・事業者のニーズをコーディネートし、個別商談の実施やそれに基づく製品のブラッシュアップを図ることで、当該実需者への採用を目指すこと

(2) ギフトセレクション業務

ア セレクションのスキーム、テーマ構築及びスケジュール設定

- ① セレクションの過程には、千葉市のギフトとして市民が納得できる審査員と、市民自らが選定できる機会を入れること
- ② セレクションの会場は、市民が広く回遊できる場所を選定すること

イ セレクションへエントリーする商品の公募と選定

- ① 公募前には、有望性のある商品の掘り起しを行い、エントリーにつなげること
- ② 商品の件数は20以上とする

ウ 商品を提供する事業者との調整

エ セレクションの開催及び会場との調整

オ 本事業の周知とプロモーション（事後も含む）

カ 選定に参加した市民等へのアンケート

キ その他、本事業に関する一切の業務

(3) 共通業務

次年度以降の基本的方向及び具体的方策の提案

- ア (1)、(2) で実証された結果を基に、千葉市の特性を鑑みた上で今後本市として推進していくべき方向性を提示するとともに、本市のあるべき姿について言及する。
- イ アから導かれる課題と実現するための施策を段階的にスケジュール設定し、提案する。

4 成果物及び納入場所

(1) 成果品

- ア 千葉市流通・ブランディング事業実施業務結果報告書（5部）
- イ アの Microsoft Word ファイル並びに PDF ファイル（一式）

(2) 納入場所

千葉市経済農政局経済部産業支援課

5 中間報告書

委託業務についての要旨、進捗をまとめたものを中間報告書とし、平成27年9月1日（月）までに提出すること。

6 業務委託期間

契約締結日から平成28年3月31日（金）までとする。なお、納期内であっても、委託業務のうち完成したものについては、甲は乙に提出を求めることができる。

7 その他

- (1) 乙は本業務委託実施にあたり、随時甲の担当職員と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 乙は本委託業務の遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、前もって甲乙協議の上、甲の指示に従わなければならない。
- (3) 成果品及び資料はすべて甲に帰属し、乙が公表することは認めない。
- (4) 乙が本委託業務の遂行にあたり知り得た、委託者、事業者等の情報と個人情報の取扱いについては十分注意し、本委託業務終了後も、他へ開示、漏えい、及び目的外利用をしてはならない。
- (5) 乙が本委託業務の遂行に関連し第三者へ損害が発生した場合、その損害が乙の故意または重大な過失により生じた場合には、乙の責任においてその損害を賠償すること。
- (6) 本業務に関連して得た各種個人情報については、法令に基づき厳重に管理を行うこと。また、それらの個人情報の漏えいにより生じた損害については、全て乙の責任において処理すること。